



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件
(厚生労働二)

(官庁報告)

法務

司法修習生の修習を終えた者
(最高裁判所)

(公告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十年度方ス主任技術者試験の

合格者、日本弁護士連合会懲戒の処

分関係

一五

七

三

一

地方公共団体
公債抽せん (東京都区、行旅死亡
人関係
会社その他
会社決算公告

二七

二六

告示

示

○厚生労働省告示第二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第百九十五号)の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。
平成二十一年一月八日
厚生労働大臣 舛添 要一

前文中「みられる」を「みられた」に改め、「現行の」を削り、「求められている」を「求められている」に、「そこに至る中間段階の位置付けとして平成十八年度から平成二十年度までの」を「平成二十一年度から平成二十三年度までの第二期」に改める。
第一の三中「中立・公平な立場で」を削り、「相談支援事業を」の下に「適切かつ」を加え、「等のネットワークの構築を図る」を「とともに、その在り方を明確に示すことが必要である」に改め、第一の三に次のように加える。

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。
第二の一の二中「新たな」及び「現行の」を削り、第二の一の二の(一)中「障害福祉計画」を「第一期障害福祉計画」に、「現時点」を「第一期計画時点」に改め、第二の一の二の(二)に次のように加える。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。
第二の一の二の(二)中「受け入れ」を「受入れ」に改め、第二の一の二の(三)に次のように加える。

さらに、都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(平成二十年五月三十日付け障発第〇五三〇〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により実施する事業をいう。以下同じ。による平成二十三年度末までの退院者数の目標値を定める。
第二の一の二の(三)中「現時点」を「第一期計画時点」に、「支援等」を「支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等」に改め、第二の一の二の(三)に次のように加える。

さらに、都道府県が「工賃倍増五か年計画」(平成十九年七月六日付け障発第〇七〇六〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき作成された計画をいう。を作成した場合は、平成二十三年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画(法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。)上に記載し、周知を図ることが適当である。

また、福祉施設等における障害者の雇用の確保については、「重点施策実施五か年計画」(平成十九年十二月二十五日障害者施策推進本部決定)において、「国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めること」とされていること、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したこと等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

第二の一の三の(三)中「特に、今回の法の施行により、従来、都道府県において実施されてきた事務の多くが市町村に移管されることになり、その円滑な移管が重要な課題である。また、障害福祉サービスの場合、利用者が少ないために市町村の範囲を超えた広域的な対応が求められる場合も想定される。こうした状況を踏まえ、地域の実情に即した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村と都道府県との十分な連携が必要である。」を削り、第二の一の四中「現行」を「現在」に改め、第二の一の五中「従来の障害福祉サービス」を「障害福祉サービス」に改め、「併い、」の下に「必要に応じて」を加え、「従来の事業者」を「いまだ新しいサービス体系へ移行していない事業者」に改め、第二の一の六中「(法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。)」を削り、「地域の実情に応じて、適切な範囲で」を「他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として」に改め、第二の一の七中「平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に、「支援費制度」を「現在」に改め、第二の一の八に次のように加える。

特に、訪問系サービスについては、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一か所確保できるように努める必要がある。また、指定相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において訪問系サービスや相談支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すなどの工夫が必要である。

第二の一の二の(二)の次に次のように加える。

(三) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策
施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が第二の一の三の(三)によりサービスの種類及び量の見直し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画に反映することが必要である。

第二の一の三の(一)中「平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に、「従来」を「法施行以前」に改め、第二の一の三の(二)の次に次のように加える。

(三) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策
施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、平成二十三年度において障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービスの種類及び量の見直しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見直しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数(訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ)を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画(以下「整備計画」といふ)を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見直し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第四に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

(四) 退院可能精神障害者の地域生活への移行促進
退院可能精神障害者の地域生活への移行を促進するため、市町村と協働して「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、本事業による平成二十三年度末までの退院者数の目標値を踏まえ、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度の退院者数の目標値を設定するとともに、当該目標値を踏まえ必要となる各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定める。

第二の一の三の(三)中「平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に改め、第二の一の三の(四)中「新たに」を削り、第二の一の三の(三)の(三)に次のように加える。

また、市町村においては、住民からの虐待に関する通報があった場合にどのような対応を行うのか関係者の同意による対応システムについて検討しておくことが必要であり、例えば、そのために地域自立支援協議会を活用することも想定される。

第二の一の四の(一)中「障害福祉計画」を「第二期障害福祉計画」に、「平成十八年度から平成二十年度までの三年間及び平成二十三年度」を「平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間」に、「遅くとも、平成十八年度」を「平成二十年度」に改め、第二の一の四の(二)に次のように加える。

なお、法附則第三条の規定により、第二期障害福祉計画を変更することがある。

第二の一の四の(二)中「このため、第二期障害福祉計画については、第一期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成二十年度末までに行うた上で、平成二十一年度から平成二十三年度までを期間として作成することとする。」を削り、第二の一の四の(二)に次のように加える。

なお、第三期障害福祉計画については、平成二十三年度中に平成二十四年度から平成二十六年度までを期間として作成することとする。

別表第二の三の項中「平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第二

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護
重度訪問介護
行動援護
重度障害者等包括支援

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

二 生活介護、自立訓練(機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、児童デイサービス、短期入所

就労継続支援(B型)、療養介護、児童デイサービス、短期入所

日中活動系サービス全体の見込み

次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

生活介護	② 退院可能精神障害者のうち日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数
自立訓練(機能訓練)	① 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業後等の今後の見直し等を勘案して見込んだ数から一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数
生活介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練(機能訓練)	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

<p>自立訓練（生活訓練）</p> <p>現に利用している者の数、障害者の二一ス、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、退院可能精神障害者のうち自立訓練（生活訓練）して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>就労移行支援</p> <p>一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業業者等に就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、退院可能精神障害者のうち就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービスマン期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>就労継続支援（A型）</p> <p>現に利用している者の数、障害者の二一ス等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、平成二十三年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。</p>	<p>就労継続支援（B型）</p> <p>現に利用している者の数、障害者の二一ス等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>	<p>療養介護</p> <p>現に利用している者の数、障害者の二一ス等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>児童デイサービス</p> <p>現に利用している者の数、障害児の二一ス等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>短期入所</p> <p>現に利用している者の数、障害者等の二一ス、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>三 共同生活援助、施設入所支援</p> <p>共同生活援助</p> <p>福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者の二一ス、退院可能精神障害者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>施設入所支援</p> <p>第一期計画時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用と見込まれた必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成二十三年度末において、第一期計画時点の施設入所者数の七割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>	<p>四 相談支援</p> <p>相談支援</p> <p>障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援を除く。以下この項において同じ）の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
--	---	--	---	---	--	---	---	--	--

別表第四の四の項中「平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に改め、別表第四中九の項を十の項とし、六の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項中「平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に改め、同項を六の項とし、四の項の次に次の一項を加える。

- 五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策
- ① 障害福祉サービスの利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。
 - ② 障害者等の二一スを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。
 - ③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービスの種類及び量の見直しを作成すること。加えて、当該見直しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。